

東京湾水先区水先人会

平成29年度 事業報告

I. 重点目標について

1. 平成29年度の事業計画立案に当たり、会員各位と認識を共有し考慮した当会を取り巻く一般情勢は、次の通りであった。

- (1) 平成21年7月に発生した内海水先区における乗揚げ事故の民事訴訟に関し、平成28年10月、控訴審である大阪高裁の判決が出され、一審判決を覆す水先人の重過失を否定する内容であった。(注：後日、原告は、この判決を不服として最高裁に上告したが、本年1月、最高裁はこれを棄却、大阪高裁判決が確定した。) 注目すべきは、この判決の中で、「水先業務の公益性は高く、この業務に就く水先人を高額な賠償請求から保護する制度を備える必要性がある」と判示されたことであり、今後、国の検討会等で議論される予定であること。
- (2) 横浜区の強制水先緩和のその後について、大きなトラブルもなく運用されていると報告されたが、その後、ノーパイロット船の不適切運航が相次いで発生し、横浜市港湾局は、「横浜港入出港の手引き」を改訂して安全運航についての注意を喚起した。貰い事故等に対してノーパイロット船の動向には十分に注意する必要があること。
- (3) 川崎区の強制緩和については、首都圏に隣接する港域であり、その立地から危険物船の航行が多く、横浜以上に航行安全の確保が重要と考えられる。この状況から、様々な要素からの検討が必要との要望が川崎市から国に対して出されており、水先人もその情報の発信源になる必要があること。
- (4) 東京湾の管制一元化計画は、平成30年1月頃の運用開始を目標に準備作業は順調に進んでいるようであるが、運用開始後は、港内・航行両者が一元的な監視、管制体制の下におかれる。この新システムは、画面監視による管制が主体となる新しい体制であり、現場にいる水先人と管制官とのつながりが重要な要素となる。一元管制が実効性のあるものとなるように積極的に支援していく必要があること。

(5) 全国的な水先人の後継者不足は依然として深刻な状況にあり、平成 35～36 年頃には全国の水先人数は 600 人程度迄に減少する見込みである。特に、専属水先人の少ない中小水先区においては更に深刻さを増している。近隣水先人会間の相互支援を積極化し、成果を上げているが、大手水先人会からの派遣支援も対策の大きな要素であり、当会は、東京湾以北の太平洋岸に位置する 10 の水先区の中核体となっている。また、主に業務補償費である支援費用も膨らみつつあり、水先料に反映させる予定であること。

(6) ここ数年湾内各港に入出港する船舶は、その船種を問わず大型化の傾向にある。特に、横浜区、東京区に於ける大型コンテナ船の出現、更に通称“さやりんご”と呼ばれる特殊船型の 18 万 m³の LNG 船等々である。これら船舶の引受については、受入れ施設の改善を含め、都度関係者と安全対策等を協議の上で対応しているが、今後、要すれば技術的観点からの上限あるいは制限を設けざるを得ないこと、水先人に対する操船シミュレーター訓練も必要になること。

その他、韓進海運倒産（水先料未収問題）、水先教育センター講師（当会での更新講習の開始に伴う講師陣容の問題）、当会人員構成（入退会の状況）を概説した。

2. 当会の於かれた上記 1. の諸情勢を勘案し、平成 29 年度は次に掲げる重点目標を設定し、実施した。

(1) 水先利用者に対し、水先業務の安定的な供給を確保すること

水先法に定められた水先人の応召義務及びそれを確実に履行するための水先人の就業体制の確立、即ち輪番制の維持が水先業務の安定的な供給を確保する上で最も重要な事項となる。この基本的理念を理解し、実践する観点から、水先業務及び会員構成の現状と将来の状況を勘案して策定した新就業表及び改訂配乗マニュアル（平成 29 年 1 月 1 日実施）の確実な実施を進めた。更にこれらの改訂に伴う水先人の就業・業務実態を反映すべく水先人就業基準見直しの検討作業を行い、平成 29 年 4 月 1 日よりその改訂就業基準を実施した。

これらの結果、水先業務の安定的供給に支障を来すことはなく、荒天後や期末等の業務集中時にも相応な対象ができています。また、水先業務数の低位推移、報酬制度の変更といった外的・内的要因もその一因として挙げられる。一方で、水先業務の安定的供給という意味合いを考

えた場合、安全で効率的な運航の遂行もその中に含まれ、この点では、トラブルや不適切運航が漸増傾向にあり、今後の課題として捉えるべきものである。

(2) 船舶の航行業務、港内業務の安全を確保すること

通し業務が作業隻数の約 40%を占めて一般的となり、航行及び港内のいずれの業務も就業機会が減少した結果、統合以前に比較して技術レベルの低下が懸念される状況にある。就業表の改訂に際して、港内操船の技術レベルの向上、更にその維持を図るために、就業パターンに港内専従日を連続的に配置して港内操船の技量維持を図った。この成果は、今後検証するべき点である。更に、就業ラウンド日数を 37 日と 38 日周期の二つのグループを設定することにより、当直メンバーが順次 1 日ずつずれることになり、メンバーの固定化が解消された。後輩水先人は異なった先輩水先人の技術指導を受ける機会が増え、技量向上と安全運航の確保に効果を期したものである。

また、水先人会連合会の提唱による水先人の検証制度を実践する目的もあり、水先人の業務制限表に沿って入会 5-6 年までの水先人に対し、業務制限の段階的解除のタイミングを捉えて、入会年次別の技術研修会（座学及び操船シミュレーション訓練）及び実船評価を充実させて実施した。これらは、経験不足から生じる技術レベルの低下を少しでも補うことを目的とした対策となっている。

更に、近年は、コンテナ船、LNG 船、客船を主とする船舶の大型化が顕著であり、これらの船舶の受入れに関し、関係官庁、バース管理者、代理店等々の関係者とコンサル会社も含めて協議・検討を重ねた。整備が不十分である港湾設備の下での対応を余儀無くされており、安全運航を達成するためには厳しく慎重に進めていく必要がある。これに関連する対応として、新大型船型の就業に際しては操船シミュレーション訓練を実施している。また、着岸速度計のコンテナバースへの導入が具体化しつつある。

(3) 安全運航の維持・増進を図る為の運動を推進すること

上記（2）にも関連するが、最近の事故及びニアミス（不適切運航）が頻発する状況は依然として続いており、著しく改善したとは言い難いところである。「ゼロトラブル、ゼロ海難」を掲げて、4 つのテーマ
ー
1) 標準操船要領等の有効活用、2) 情報の入手と相互連絡の維持、3) 着岸操船要領の遵守、4) 安全講習会（各種技術研修会）の実施を目標に安全運航の推進を目指したが、大きな成果があったと言えなかった。

この点に鑑み、この目標は継続的に実施し、会員一人一人が安全運航を深く意識して行動し、業務を遂行するように活動を推進するべきであろう。

この目的達成のため、各種操船業務資料の充実、情報共有を目的とした「Safety Bulletin」の発翰、会員の意識を深めることを目的とした会長業務連絡の適切な発翰、会長業務連絡検索システムの整備の検討、「パイロットハンドブック」の内容の見直し等々を実行したが、一義的には会員自身が自らを律する必要がある。

最近、会員の行なう水先業務に対する関係者の見る眼は厳しくなっており、業務の実態が注視されていることを意識しなければならない。特に、海難審判所は水先人の関わる事案に厳しく対応する傾向が顕著になっており、既に数件の審判の申立が関係会員に届いているのが現状である。

また、海難防止対策の一環として、例年の通りに「安全運航強調月間」を9月に実施し、海中転落者救助訓練、緊急対応訓練、関係諸団体との意見交換会、航行安全に関する講演会等を開催し、述べ363名の参加者を得た。更に、東京湾海上交通センターとの定例の業務連絡会も例年の通り開催し、航行業務に関する意見交換会を活発に行った。

(4) 会則の実効性の強化を図ること

国の検討会である「水先人の人材確保・育成等に関する検討会」の取りまとめにおいて、船社側の懸念材料である安全性の損なわれる水先業務や水先人の品位の欠如に対する対処を求められた。これらに対する方策として、水先人会会則を改訂して水先人会会長の処分権限を強化し、その実効性を確保する旨の提案がなされた。これを受けて、会則等の改訂を行い、不適切運航や会務への著しい非協力に対して相応の処分を下せるように規程類の整備を行った。この結果、これらの規程の適用事例が数件発生し、所定の手続きを踏んだ上で業務制限等を課すこととなった。

また、これら会則改訂の実効性を検証する目的で、国、船社、日本水先人会連合会の3者からなる「モニター会合」、「モニタリング委員会」が設置され協議がなされている。

(5) 新人水先人の養成教育を充実し、これを確実に実施すること

新入水先人の実務研修に係わる規程類を実情に合わせて整備した結果、各級とも入会後の実船研修（共同操船）を実施するに際しての混乱は生じなかった。また、共同操船と単独操船の配乗順位を定め、これにより

実船研修（共同操船）による新入水先人の養成教育は、計画的に進捗している。ただし、進級二級水先人（三級 4 期生）については、単独操船隻数が所定の目標隻数まで達しない見込みであり、二級実職を執る時期を数ヶ月程度遅らす方向で検討が進んでいる。

いずれにせよ、一定の操船技術レベルを得るためには、入会時或いは進級時の基礎教育・訓練と習熟が重要であり、養成教育を確実に実施していく方針である。

II. 会則第 4 条に規定された各事業

1. 会員の品位保持に関する諸施策の実施

(1) 連合会の実施する研修の受講

連合会の実施する安全研修が 7 月及び 8 月に横浜、名古屋、神戸の各地区で行われ、対象水先人 29 が参加した。また、連合会の実施する新人研修が開催され、一級水先人（10 期生 6 名）は 4 月、二級水先人（3 期生 1 名）及び三級水先人（該当者なし）は 10 月の研修を受講した。

(2) 会員の継続的かつ定期的健康管理の実施

平成 29 年 4 月～6 月に会員の自主健康診断を石川町内科クリニックで行い、会員全員が受検した。

(3) 法定委員会の開催

法定委員会を定期的で開催した。（添付資料 別紙－1 参照）

(4) ISO 品質管理システムの運用

今年度は、平成 29 年 11 月に内部監査を実施し、平成 30 年 1 月に第 2 回サーベイランス審査及び 2015 年規格への移行審査を受審した。事前に内部監査を実施して問題のないことを確認したのちに審査を受けたが、一部の不適合報告がなされ、これを適正に是正した。その結果、品質マネジメントシステムが ISO9001：2015 規格の要求事項に適合し、効果的に実施・維持されていることが確認され、認証の継続が承認された。

2. 合同事務所の設置及び運営に関する事務の実施

(1) 料金請求收受業務、会員の行う水先の引受及び配乗等のオペレーション業務の効率的運用

平成 29 年 9 月、オペレーション業務及び経理部の料金請求收受業務に関し、これら業務実態に合わせてより効率的な組織とすべく、新たに業

務部を新設して組織の再編を行った。業務部の担当業務は、水先業務の支援及び水先料の管理とした。また、同 11 月には、横須賀事務所の常駐職員を廃止し、本部事務所に異動して、職員の有効活用を行った。

(2) 上記を実施するための水先業務システムの改善・維持

諸機器の老朽化と数回に渡るトラブルの発生、更に、業務実態とシステムの乖離等々に鑑み、機器の新替えを含む業務システムの全面的見直しを実施することとした。新システムの見直し作業は、ほぼ順調に進んでおり、平成 30 年 6 月頃に運用が開始される見込みである。

(3) 財務諸表の公認会計士による監査及び情報公開基準に従った情報公開

例年の通り、年度末における収支決算報告書の作成に際し、公認会計士の監査を受け、決算報告書が適正である旨の監査報告書を取得した。情報公開については、ホームページ上に会則で定められた情報の公開を行った。また、当会の情報公開基準に基づくユーザーからの情報開示請求はなかった。

(4) 個人情報保護方針に基づく水先人、職員の保有、収集情報の保護と情報管理の確実な履行

これらの目的を達成するために、新たに会則に準じる規則として「個人情報保護規則」及びこの運用を目的とした「個人情報取扱規程」を策定し、「特定個人情報取扱規程」と共にこれら定めに従って個人情報の保護を確実に履行すべく、運用がなされている。

(5) ユーザーとの定期的懇談会の開催

ユーザー対応委員会及び業務運営協議会を定期的に行い、ユーザーと意見の交換を行った。ユーザー対応窓口を活用したユーザーからの意見の吸い上げを実施したが、細かな質問事項が数件あったのみで、水先業務についての改善要望等の照会事項は無かった。

(添付資料 別紙－1 参照)

(6) 常設委員会等の定期的開催

総会、理事会、総務委員会、海務委員会、業務委員会、財務委員会及び ISO 管理委員会を定期的に行い、更に、定例会を適宜開催した。

(添付資料 別紙－1 参照)

3. 水先人の養成に関し必要な事務の実施

(1) 新入会員及び進級水先人に対する実務研修の実施

一級水先人 11 期生 4 名（平成 30 年 3 月入会）及び二級水先人 3 期生 1 名（平成 29 年 6 月入会）に対し、入会后、所定の陸上研修及び実船研修を実施し、それぞれ評価終了後、訓練期間（単独操船）に移行した。

(2) 水先修業生及び進級水先修業生に対する水先実務修習の実施

一級水先修業生 11 期生 5 名（平成 30 年 3 月入会）、二級水先修業生 4 期生 1 名（平成 30 年 6 月入会予定）、三級水先修業生 9 期生 1 名（平成 30 年 9 月入会予定）に対し、水先養成制度に基づいた水先区個別教育（乗船修習を主とする水先実務修習）を実施した。それぞれの水先人試験（口述）を受験し、一級修業生 1 名を除く全員が合格した。不合格となった一級修業生 1 名は、平成 30 年 12 月の再試験（口述）に向け、受検準備中である。

また、三級水先人 4 期生 6 名の二級水先人への進級養成が開始され、所定の共通教育、水先区個別教育を終了後、水先人試験を受験して全員合格した。平成 30 年 9 月頃に二級水先人としての実職を執る予定である。

(3) 教育訓練センターにおける教育訓練計画の立案及びその推進

教育訓練センターの策定した教育訓練計画に従い、業務経験年数別の各級水先人に操船シミュレーター訓練及び操船に関する質疑応答を含む技術研修会等を実施した。（添付資料 別紙-2 参照）

(4) 会員に対する技術研修の実施

上記（3）の各技術研修会以外に会員に対する技術研修として、「二人乗り大型船（港内業務）の主水先人養成に関する規程」に従い、二人乗り大型船の港内業務に従事する主水先人の養成を行った。また、「航行業務 VLCC 研修要領」に従い航行業務 VLCC 研修を実施し、航行大型危険物積載船及び二人乗り LNG 船の主水先人の航行業務に従事する水先人の養成を行った。

(5) 操船シミュレーターの活用による会員の操船技術の向上と伝承

上述した全ての技術研修会等のプログラムの中に、適宜に操船シミュレーター訓練を取り込み、操船シミュレーターを有効に活用し、操船技術の向上と伝承を図った。

4. 本会及び会員の業務に関し、日本水先人会連合会及び官公署等との連絡協議の実施

(1) 日本水先人会連合会の要請による理事、その他の役員及び委員等の派遣

日本水先人会連合会の要請に従い理事、その他の役員及び委員等を派遣し、関連委員会への出席、水先関連課題に関する協議会・検討会、その他の懇談会等に参加し、水先制度や水先人後継者の確保・育成などを含む諸課題について検討し連絡協議を行った。

(2) 各外郭団体に対する理事、その他の役員及び委員等の派遣

当会の関係する各外郭団体について理事、その他の役員及び委員等の派遣を行い、各種委員会、協議会等に参加して各種連絡協議を行った。

5. その他（広報活動）

本会の広報活動の一環として各種メディア・団体等からの出演、取材の依頼に対応し、各級水先人の協力を得て参画、水先業務を紹介した。また、水先人の後継者不足に対する対応として、商船系・海洋学部系の学生や海上自衛隊の自衛官に対し、水先人や水先業務に関するオリエンテーション（現場説明会）を実施した。更に、会報「ANJIN」は、年4回の季刊発行を継続できた。

Ⅲ. 平成29年度の会員の異動状況

平成29年3月31日 在籍員数	会員の異動		平成30年3月31日 在籍員数
	入会	退会	
183	5	9	179

(一級水先人：145名、二級水先人：20名、三級水先人：14名 / H30.3.31現在)

以上

(添付資料)

添付 別紙-1 「平成29年度 会議、法定委員会、常設委員会等 開催一覧表」

添付 別紙-2 「平成29年度 各級別 技術研修会 実施報告」

平成29年度 会議、法定委員会、常設委員会等 開催一覧表

委員会名	回数	開催日		
通常総会	2	平成29年6月7日	平成30年3月28日	
臨時総会	2	平成29年9月29日	平成29年12月19日	
理事会	5	平成29年5月26日	平成29年6月7日	平成29年9月19日
		平成29年12月8日	平成30年3月15日	

法定委員会（4委員会）		11		
綱紀委員会	2	平成29年7月18日	平成30年2月26日	
ユーザー対応委員会	3	平成29年7月19日	平成29年11月20日	平成30年3月14日
事故防止対策委員会	3	平成29年7月13日	平成29年11月14日	平成30年3月19日
業務運営協議会	3	平成29年6月27日	平成29年10月25日	平成30年2月28日

常設委員会（5委員会）		25		
総務委員会	7	平成29年4月11日	平成29年5月18日	平成29年6月22日
		平成29年7月26日	平成29年10月19日	平成29年11月29日
		平成30年2月14日		
業務委員会	4	平成29年4月26日	平成29年6月29日	平成29年12月12日
		平成30年3月26日		
海務委員会	6	平成29年4月21日	平成29年5月15日	平成29年6月20日
		平成29年8月4日	平成29年10月20日	平成30年2月14日
財務委員会	5	平成29年5月25日	平成29年6月26日	平成29年8月28日
		平成29年11月17日	平成30年3月6日	
ISO管理委員会	3	平成29年5月11日	平成29年7月26日	平成29年10月20日

教育訓練会議	1	平成30年3月15日		
教育訓練センター委員会	2	平成29年6月27日	平成30年2月7日	

常勤役員会	8	平成29年4月10日	平成29年7月5日	平成29年7月24日
		平成29年8月18日	平成29年9月1日	平成29年9月14日
		平成30年2月2日	平成30年3月7日	
定例会	2	平成29年11月22日	平成30年2月13日	

平成29年度 各級別 技術研修会 実施報告

対象者	年	研修名	船型等	港	着離	バース名	Remark	2017年度対象者	
新規 1級	1年目	小型タンカーの用錨操船	G/T 2,998	千葉	A	COS-14A		2017.09.15 講師 (杉森) (2017.03 入会) 阿部、池野、白水、 藤田、柏木、山本、	
					A	TNGANE 8			
					A	MK7			
	1年目	小型タンカーの用錨操船	G/T 2,998	千葉	A	COS-14A		2017.04.28 講師 (堀江) (2016.10 入会) 岡田	
					A	TNGANE 8			
					A	MK7			
	2年目	1	強風下でのPCC着離棧	LOA 200m 級	横浜	A	NS	NEの強風	2017.08.13 講師 (堀家) (2016.03 入会) S佐藤、西鍵、濱田、 木坂、赤澤、近森、 山田 (2016.10 入会) 岡田、
						A	NS	SWの強風	
		2	バルカーの着棧 タグ3隻使用	G/T 40,000 (DWT 70,000) 級	横浜	A	KFUTO		
						千葉	N-SILO		
		3	タンカーの着棧 タグ3隻使用	G/T 40,000 (DWT 70,000) 級	横浜	A	5JX-AE		
						千葉	ID-2		
	3年目	1	LPGタンカー着棧 タグ3隻使用	G/T 48,000 (DWT 75,000) 級	横浜	A	TG-5N		
					川崎	A	JX-GAS		
					川崎	D	JX-GAS		
					千葉	A	TNGANE		
					千葉	D	TNGANE		
	4年目	1	大型コンテナ船の着離棧	G/T 89,900 (8,000 TEU) 級	横浜	A	HD4		
						D	HD4		
						A	DC3		
D						DC3			
2		強風下でのバルカー着棧		木更津	A	KM-W10	新日鐵対応		
5年目	1	大型バルカーの離棧	DWT 170,000 級	川崎	D	JFK-EA			
					D	JFK-EA			
	2	LNG船の離棧	G/T 124,000 (150,000 m3) 級	木更津	D	TD-F2			
					千葉	D	TG-C3		
	3	VLCCの離棧	G/T 150,000 級	根岸	D	5JX-AW			
4	大型コンテナ船の着離棧	G/T 141,716 (14,000 TEU) 級	横浜	A	MC1				
				D	MC1				
新規 2級	1年目	小型タンカーの用錨操船	G/T 2,998	千葉	A	COS-14A		2017.04.28 講師 堀江 (2016.06 入会) 山下	
					A	TNGANE 8			
					A	MK7			
	2年目	1	強風下でのPCC着離棧	LOA 200m 級	横浜	A	NS	NEの強風	2017.04.05 講師 市山 (2015.06 入会) 久坂
						A	NS	SWの強風	
		2	バルカーの着棧 タグ3隻使用	G/T 40,000 (DWT 70,000) 級	横浜	A	KFUTO		
千葉	A	N-SILO							

進級 2級	1年目	1	強風下でのPCC着離棧	LOA 200m 級	横浜	A	NS	NEの強風	2017.04.05 講師 市山 (2012.07 入会) 山本、丸木、田妻、 大谷、川部、住沢、
						A	NS	SWの強風	
	2	バルカーの着棧 タグ3隻使用	G/T 40,000 (DWT 70,000) 級	横浜	A	KFUTO			
				千葉	A	N-SILO			

対象者	年	研修名	船型等	2017年度対象者
新規 一級	2年目	航行業務技術研修会	2018.03.22	講師 岡村 S佐藤、西鍵、濱田、木坂、赤澤、近森、山田、岡田、

業務評価 2017年度 実施報告

対象等級	実施項目	実施日	対象者
進級二級	業務評価(航行・港内)	2017.04	室村、大矢、野村、蒲生、西川、日向野、大原、
新規三級	業務評価(航行・港内)	2017.06	松森、武富、亀山、吉川、小山、S雨宮
新規一級	業務評価(港内)	2017.10	増野、長谷川、坂部、村田、木場、池澤、
新規二級	業務評価(港内)	2017.10	久坂、
"	業務評価(航行)	2017.11	山下、
新規一級	業務評価(航行)	2018.03	S佐藤、西鍵、濱田、木坂、赤澤、近森、山田、岡田、

評価委員会 2017年度 実施報告

※業務評価委員会は除く

対象等級	実施日	対象者
新規三級 研修生	2017.07.03	木原、小林、横田、大前、松家
新規二級 研修生	2017.11.02	磯飛
新規一級 水先修業生	2017.12.08	小柳、久葉、上野、月館、今村、
進級二級 水先修業生	2018.01.18	松森、武富、亀山、吉川、小山、S雨宮
新規二級 水先修業生	2018.03.22	池田